六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなくなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となった場合

(3)　［略］

ロ　［略］

七～十　［略］

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［略］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当することとなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となった場合

(3)　［略］

ロ　［略］

七～十　［略］

3～5　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十八号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなくなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となった場合

(3)　［同上］

ロ　［同上］

七～十　［同上］

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［同上］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当することとなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となった場合

(3)　［同上］

ロ　［同上］

七～十　［同上］

3～5　［同上］